

特別区の区域の沿革について

—「都と区の制度的変遷に関する調査研究」より—

都側資料1

沿革(1) 明治期

明治 2年 朱引内を50番組に、朱引外を5番組に分割
4年 新たな地方区画として区を設置。朱引内44区、朱引外25区とする。
11年 郡区町村編成法施行。旧朱引内に東京府直属の15区を設置。
朱引外に6郡を設置
22年 市制施行。15区を東京市とし、府知事が市長を兼務する。
31年 市制特例の廃止。一般市制となる。

- 市域拡張前の東京市の15区は、市制施行前から存在した。
- 15区6郡設置時の区割りは東京府において検討され、旧制、旧称、地形、戸数、役所の位置の便宜等を考慮し、できるだけ慣習に基づいて計画された。

沿革(3) 戦後～現在

昭和22年 区を特別区とし、原則として市と同一の権限を持つこととする。
35区を22区に整理統合。板橋区から練馬区が分離し23区に。
27年 区長公選制の廃止。特別区は都の内部的部分団体となる。財調制度の創設
40年 福祉事務所等の移管、都区協議会の設置、特別区税の法定化
50年 区長公選制の復活、保健所等の移管
平成12年 区が基礎的な地方公共団体となる。清掃事業等の移管

- 戦災で人口が減少し、各区の状況が著しく変化した一方、地方自治法の制定により、特別区の自治権は大幅な拡充が予定されていた。
- それらに対応する基盤を確立するため、特別区の規模の適正化が図られた。

沿革(2) 大正期～戦前

大正 9年 豊多摩郡内藤新宿町を四谷区に編入
11年 六大都市に対する行政監督の特例(指定都市制度の原型)
東京都市計画区域の決定
昭和 7年 5郡82町村を東京市に編入。20区を新設し35区とする。
11年 北多摩郡千歳村、砧村を世田谷区に編入
18年 都制施行。府全域を対象とし、都長官は官選、区は都の下級行政組織となる。

- 関東大震災の影響で人口増加が著しかった隣接町村の編入による市域拡張は、市街化区域の広がりへの対応であるとともに、都制実現を進める動きでもあった。
- この時期、国、東京市、各調査会等が都制案を発表・検討しており、争点となったのは都の区域、都の長の官選・公選、区の自治権の範囲であった。

～ 考察 ～ (区域の考え方の基軸の移り変わり)

明治期 : 区部と郡部の区分、慣習を尊重した区割り



戦前 : 急速な都市化への対応、都制実現への第一段階



戦後 : 自治権の拡充に対応する基盤の確立、規模の適正化

昭和7年の市域拡張

(背景)
○ 郊外の発展、関東大震災の影響による急速な都市化
○ 都市化に伴うインフラ整備の必要性の高まり
○ 特別市制・都制運動を背景とした合併機運の高まり

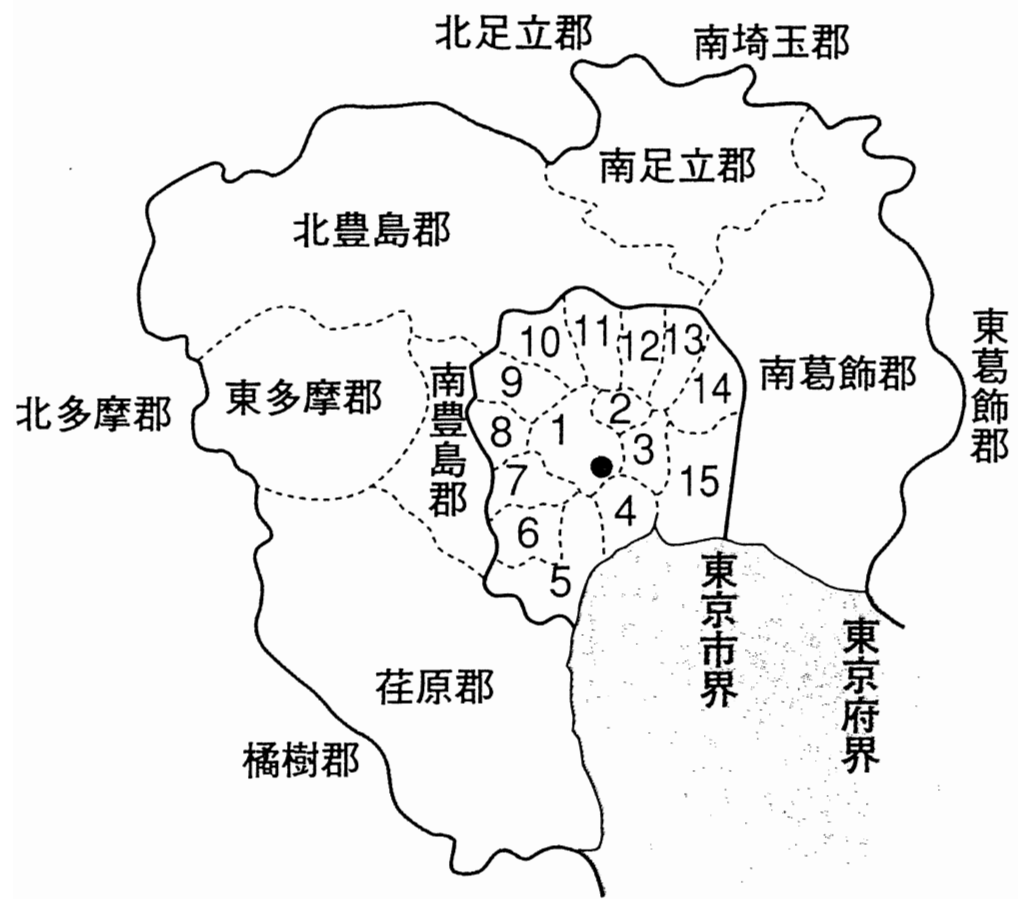
【ポイント】
○ 編入区域
○ 財政負担
○ 市会議員定数

昭和22年の区域再編

(背景)
○ 戦災被害による人口分布等の区の情勢の激変
○ 戦後の地方制度改革による区の自治権の拡充

【ポイント】
○ 区の規模(人口、面積)
○ 区の数
○ 都市計画の観点
(統合区の中心地の考慮等)

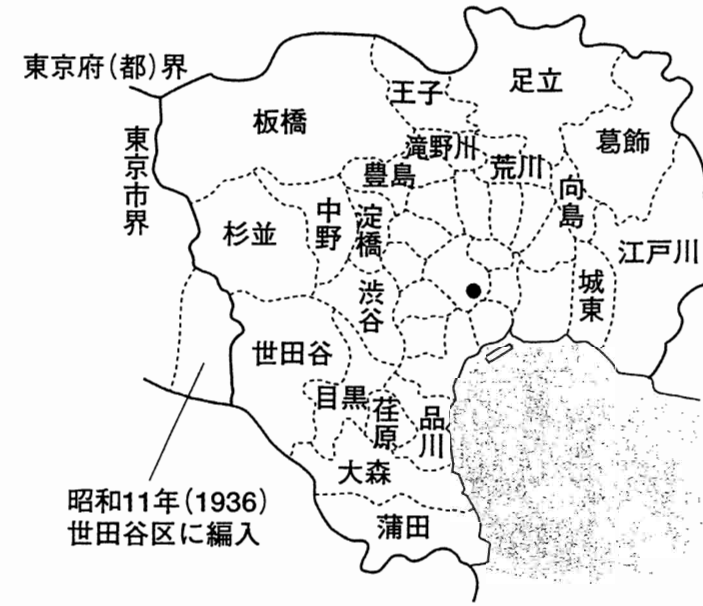
東京の区の変遷



- 1…麹町
- 2…神田
- 3…日本橋
- 4…京橋
- 5…芝
- 6…麻布
- 7…赤坂
- 8…四谷
- 9…牛込
- 10…小石川
- 11…本郷
- 12…下谷
- 13…浅草
- 14…本所
- 15…深川

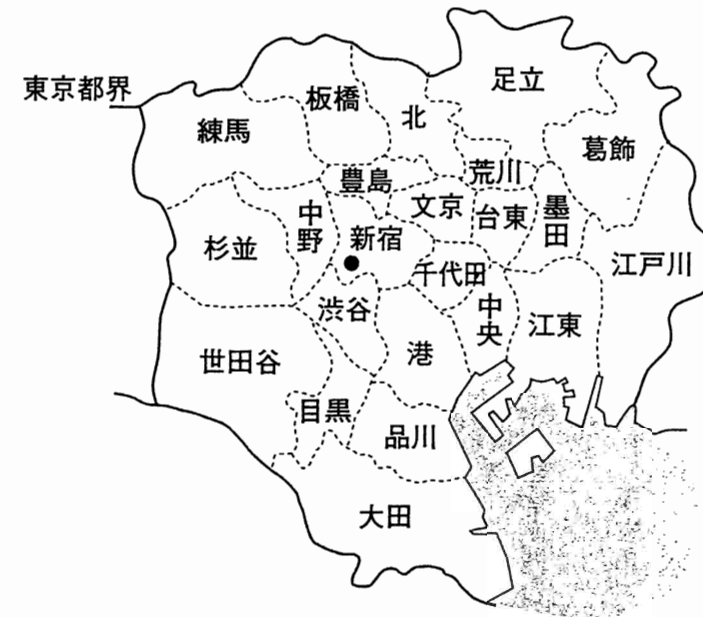
15区時代

明治11年(1878)、東京府の中心部(6大区の範囲)を15区に、周辺部を6郡にした。この15区の範囲が明治22年(1889)の市制施行により東京市となった。明治29年(1896)、南豊島郡と東多摩郡が合併して豊多摩郡となった。府庁・市庁は麹町区にあった。



35区時代

昭和7年(1932)、東京市が拡大して、周りに新しく20区ができ、いわゆる「大東京市」となった。東京市は昭和18年(1943)の都政施行により市制を廃止した。



23区時代

昭和22年(1947)、都の35区は地方自治体としての22の特別区に再編成されたが、同年、板橋区から練馬区が分離独立し、23特別区となった。都庁は1991年に千代田区から新宿区へ移転した。